

平成18年度上半期の個別労働紛争解決制度の運用状況について

山口労働局より、平成18年4月から同年9月末までの上半期における労働紛争解決の援助・処理状況についてのデータが公開されました。以下、山口労働局の発表資料に基づき労働紛争解決の援助・処理状況について紹介していきます。

相談受付状況

平成18年度上半期に山口労働局に寄せられた相談受付件数は、総合労働相談センター、労働基準監督署、ハローワーク合わせて8,750件に上り、その8割は労働基準法関連の相談となっています。いずれも、解雇や労働条件引き下げに係る紛争処理件数が多数を占めるなか、退職勧奨、セクハラ、いじめ・嫌がらせ(パワハラ)、賠償に係る紛争が増加しています。

(1) 民事上に係る労働相談

平成18年度上半期において、978件の労働相談が寄せられ前年同期比19.7%の増加でした。その主な内訳としては、

- ① 解雇に関する内容 (281件)
- ② 労働条件引き下げ (99件)
- ③ いじめ・嫌がらせ (95件)
- ④ 退職勧奨 (93件)
- ⑤ 賠償 (67件)
- ⑥ セクハラ (62件)
- ⑦ 自己都合退職 (52件)
- ⑧ 出向・配置転換 (28件)
- ⑨ 育児・介護休業等 (26件)
- ⑩ 雇い止め (12件)
- ⑪ 採用内定取り消し (11件)
- ⑫ 母性健康管理 (10件)
- ⑬ 採用 (7件)

(2) 山口労働局長の助言・指導

平成18年度上半期において、山口労働局長による助言・指導の申出がなされた件数は、75件でした。前年同期比35.9%で全て労働者からの申出でした。

- ① 解雇に関する内容 (16件)
- ② 労働条件引き下げ (10件)
- ③ 退職勧奨 (8件)
- ④ その他の労働条件 (8件)
- ⑤ 賠償 (5件)
- ⑥ いじめ・嫌がらせ (3件)
- ⑦ 自己都合退職 (2件)

(3) 紛争調整委員会によるあっせん

平成18年度上半期において、あっせんの申請がなされた事案は38件で、前年同期比52%の増加でした。特に、解雇に係る事案が大幅に増加しています。38件のうち12件が合意が成立し、取り下げが1件途中打ち切りが25件でした。

- ① 解雇に関する内容 (18件)
- ② 労働条件引き下げ (3件)
- ③ 配置転換 (3件)
- ④ セクハラ (3件)
- ⑤ 採用内定取り消し (2件)
- ⑥ いじめ・嫌がらせ (2件)
- ⑦ 賠償 (2件)
- ⑧ 自己都合退職 (1件)
- ⑨ 人事評価 (1件)

紛争調整委員会によるあっせんとは

「紛争調整委員会によるあっせん制度」とは、紛争当事者の間に第三者(紛争調整委員会の委員)が入り、双方の主張の要点を確かめ、双方に働きかけ、場合によっては両者が採るべき具体的なあっせん案を提示するなど、紛争当事者間の話し合いを促進することにより、その自主的な解決を促進する制度です。当事者間であっせん案に合意した場合は、受諾されたあっせん案は民法上の和解

契約の効力をもつこととなります。
※あっせんの対象とならない紛争

- ① 労働組合と事業主の間の紛争や労働者と労働者の間の紛争
- ② 裁判で係争中である又は確定判決が出されている等、他の制度において取り扱われている紛争
- ③ 労働組合と事業主との間で問題として取り上げられており、両者の間で自主的な解決を図るべく話し合いが進められている紛争など

特定社会保険労務士の制度が始まります

本年4月1日から「特定社会保険労務士制度」が始まります。これは、紛争解決手続代理業務試験に合格した者で、労働トラブルのADR代理権を持つ社会保険労務士が裁判外において労働トラブルの解決を担う制度です。代理が行える紛争解決機関として以下の4つが予定されています。労働者側、使用者側どちらの代理人にもなり得ます。

①	男女雇用機会均等法に基づき労働局での調停手続
②	個別労働関係紛争解決促進法に基づき都道府県労働委員会が行うあっせん手続
③	個別労働関係紛争解決促進法に基づき労働局でのあっせん手続
④	裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律に基づき厚生労働大臣指定の民間機関

赤井労務マネジメント事務所
社会保険労務士 赤井孝文
URL <http://www.6064.jp>